

自立支援医療負担上限月額表

自己負担については原則として医療費の1割負担（ 部分）。

ただし、同じ医療保険に加入する者で構成する世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定。

また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

一定所得以下			中間所得層			一定所得以上
区市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万9千円			区市町村民税 < 3万3千円 (所得割) ≤ 区市町村民税 < 23万5千円 (所得割) ≤ 区市町村民税 (所得割)			
生活保護世帯			中間所得			一定所得以上 公費負担の 対象外
生活保護			負担上限月額：医療保険の自己負担限度			医療保険の負担割合・ 負担限度額
負担0円			育成医療の経過措置※2			
低所得1 負担上限月額 2,500円			負担上限月額 5,000円			
低所得2 負担上限月額 5,000円			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※1			
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円			
			中間所得層2 負担上限月額 10,000円			
			一定所得以上 （重継）※2 負担上限月額 20,000円			

 1割負担対象部分

- ※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。
- ① 疾病、症状等から対象となる者
 - ・更生医療・育成医療：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）。
 - ・精神通院医療：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、（ICD-10における次の分類：F0、F1、F2、F3、G40）又は三年以上の精神医療の経験を有する医師により、情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態を示すことから計画的かつ集中的な精神通院医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む。）を継続的に要すると判断された者。
 - ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - ③ 医療保険の多数該当の者（高額療養費の支給回数が申請前12か月に3回以上ある場合）。
- ※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、東京都ホームページをご確認ください。